教私第１６２６号

平成３０年５月２４日

各私立高・中等教育学校設置者　様

大阪府教育庁私学課長

高等学校等就学支援金事務等に係る運用の変更等について（通知）

　日頃から、私立高等学校等就学支援金に関する事務等の円滑な執行にご協力いただき、ありがとうございます。

標記について、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室より通知がありましたのでお知らせします。

今般、下記１のとおり「高等学校等就学支援金事務処理要領（第５版）」の改正が行われたところであり、貴法人設置の高等学校等において、引き続き、適切な事務処理がなされるようお願いします。

また、高等学校等就学支援金制度リーフレットが更新されましたので、下記２のとおりお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いします。なお、リーフレットは近日中に文部科学省のホームページにも掲載いたしますので、適宜ダウンロードして御利用ください。

記

１　高等学校等就学支援金事務処理要領（第５版）の改正について

(1) 主な改正点

ア　所得確認の基準の変更

平成30年7月より、所得確認の基準を、従来の「市町村民税所得割額」から、「市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額」に変更することを踏まえて修正する。

→　P3～4　平成30年７月以降の基準額の追加、様式１受給資格認定申請書　等（全体的に反映）

イ　制度の周知

「高校生等奨学給付金」制度との一体的な周知について、加筆する。

→　P8　制度の周知、様式46・48

ウ　就学支援金の支給前に学校設置者が授業料を徴収する場合の対応

総務省から、生徒・保護者の負担に配慮した授業料の徴収が行われるよう、都道府県に指導を行う旨のあっせんを受けたことを踏まえ、就学支援金の支給前に授業料を徴収する場合の対応について、後日、文部科学省から通知される事務連絡の内容を反映する。

→　P4～5、12～13　就学支援金の代理受領、授業料との相殺

　※詳細については、文部科学省より関連事務連絡が届き次第、改めてお知らせします。

　　＜補足＞

　　　　　旧制度についても、文部科学省より私立学校等における所得確認の基準の変更等を反映した事務処理要領の改正版が届き次第、改めてお知らせします。

(2) 改正時期

平成３０年５月２１日施行

(3) 別添資料

　ア　【別添①】学校等就学支援金事務処理要領（第５版）

イ　【別添①】参考：修正点マーカー：高等学校等就学支援金事務処理要領（第５版）

ウ　【別添②】様式（第５版）（１）【受給資格関係】

エ　【別添②】様式（第５版）（２）【支給関係】

オ　【別添②】参考：修正点赤字：様式（第５版）

２　（平成30年7月以降用）高等学校等就学支援金制度のリーフレットについて

(1) 主な変更点

ア　平成30年7月1日から、就学支援金の所得基準が現行の「市町村民税所得割額」から「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額」に変更となることを踏まえ、リーフレットを更新する。

(2) 改正時期

平成３０年５月２１日施行

(3) 送付資料

【別添③】高等学校等就学支援金制度リーフレット

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ　担当：泉

電話 ０６－６２１０－９２７５